

倉吉市 水道施設の耐震化・更新及び水道料金の改定に関するパブリックコメント 応募用紙

募集期間:令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)17時(必着)

氏名 (法人その他の団体は名称・代表者氏名)	
住所 (法人その他の団体は所在地)	
在住・在勤・在学等の区分 (いずれかに○をしてください 複数選択可)	1 市内に住所を有する者    2 市内に勤務する者 3 市内の学校に在学する者    4 市内に事務所又は事業所を有するもの 5 その他パブリックコメント手続に係る事案に利害を有する可能性があるもの

ご意見のある項目について、ご記入ください。

1	<p><b>水道施設の耐震化・更新</b></p> <p><b>令和22年度に耐震化率40%を目指すことについて</b>(資料該当箇所 1~2 ページ)</p> <p>災害時でも安定的に水を供給し続けるためには、水道施設の耐震化・更新という事前の備えが必要です。倉吉市の令和3年度末における上水道の基幹管路耐震適合率(重要な施設に接続する水道管の耐震化率)は12.6%で、県平均26.6%、全国平均41.2%と比較すると低く、大規模災害に備えた計画的な耐震化が必要な状況です。そのため、令和22年度に耐震化率40%を目指し耐震化を進めたいと考えています。</p> <p>① 令和22年度に耐震化率40%を目指すことについて、どのように思いますか。 (該当する項目に○をつけてください)</p> <p>1 その計画どおりでよい    2 もっと早く計画を進めるべき 3 耐震化を進めなくてよい    4 わからない</p> <p>② 水道施設の耐震化・更新について、ご意見を記入してください。</p>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



水道料金体系 ※将来的に目指す料金体系の参考とします

3 基本水量の引き下げ、用途別料金から口径別料金への移行について

(1)基本水量の引き下げについて(資料該当箇所 5～7 ページ)

- ① 基本料金で使用できる水量のことを基本水量といいます。これは生活用水への配慮から設けられてきました。基本水量内であれば、同じ料金になります。例えば、基本水量が8<sup>m</sup>の場合、使用水量が1<sup>m</sup>でも、8<sup>m</sup>でも水道料金は同額となります。倉吉市では、一般用(家庭用)8<sup>m</sup>、団体用(事業所用)10 <sup>m</sup>の基本水量を設けています。

このことを知っていましたか。(該当する項目に○をつけてください)

- 1 知っている      2 聞いたことはあるが、内容は知らなかった      3 知らなかった

- ② 基本水量を設けることは、現行の基本水量以下の使用者間で使用単価に差が生じ、公平性に欠けるなどの課題があります。また、一世帯あたりの使用水量が減少していることから、現行の基本水量を維持していくことは、経営上厳しい状況となっています。一方、基本水量の廃止や、引き下げを行うと、引き下げ後の基本水量を超える全ての使用者の負担が増加します。

このことについて、どのように思いますか。(該当する項目に○をつけてください)

- 1 基本水量は廃止した方がよい      2 引き下げた方がよい  
3 現状のままだがよい              4 わからない

- ③ その他、基本水量の引き下げについて、ご意見があれば記入してください。

(2)用途別料金から口径別料金への移行について(資料該当箇所 8 ページ)

- ① 水道料金は、一般用(家庭用)や団体用(事業所用)など使用用途によって料金を設定する用途別料金と、水道の用途にかかわらず、水道メーター(量水器)の口径によって料金を設定する口径別料金とに区別されます。倉吉市では用途別料金を採用しています。

このことを知っていましたか。(該当する項目に○をつけてください)

- 1 知っている      2 聞いたことはあるが、内容は知らなかった      3 知らなかった

- ② 用途別料金は、一般用に配慮された料金体系となっており、同じ水量を使用した場合でも、一般用は団体用の料金より安くなります。一方で、費用負担の公平性に課題があると言われてしています。

このことについて、どのように思いますか。(該当する項目に○をつけてください)

- 1 口径別料金へ移行した方がよい      2 現状のままだがよい      3 わかならい

- ③その他、口径別料金への移行について、ご意見があれば記入してください。

ありがとうございました